

○公立大学法人長野大学職員給与規程

平成29年4月1日

程第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学就業規則（平成29年則第3号。以下「就業規則」という。）第25条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員のうち、公立大学法人長野大学有期雇用職員就業規則（平成29年則第4号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）、公立大学法人長野大学臨時職員就業規則（平成29年則第5号。以下「臨時職員就業規則」という。）又は公立大学法人長野大学研究員等就業規則（令和元年則第1号。以下「研究員等就業規則」という。）の適用を受ける職員についても、それぞれの就業規則において特別の定めがない事項については、この規程を適用するものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程において給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 給料とは、公立大学法人長野大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成29年程第8号。以下「勤務規程」という。）第2条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に係る勤務に対する報酬をいう。

3 諸手当とは、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給与支払の原則)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で、直接職員にその全額を支払われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給与を支給する際、給与から控除することができる。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定によるもの

2 給与は、前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

3 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人長野大学職員退職手当規程（平成29年程第26号）第3条に定めるところによる。

第2章 給料

(給料)

第4条 職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

(1) 教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。） 教育職給料表（別表第1）

(2) 事務職員、技術職員（就業規則第2条第2項に規定する事務職員、技術職員をいう。）

以下同じ。) 事務職給料表(別表第2)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別職務分担表に定めるとおりとする。
- 3 理事長は、全ての職員の職を給料表の職務の級のいずれかに格付し、給料を支給しなければならない。
- 4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第4に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。
- 5 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 6 前項の場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要経過年数(職員の職務の級を決定する場合に必要な経過年数(職員が職員として同種の職務に在職した年数(第8項の規定によりその年数に換算された年数を含む。))をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))を示す。
- 7 級別資格基準表を適用する場合における職員の経過年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経過年数による。
- 8 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得したとき以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第5に定める経過年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(給料の調整額)

第4条の2 理事長は、給料月額が、職務の複雑困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給することができる。

- 2 前項に定める給料月額の調整額は、その者の調整前における給料月額の100分の25を超えない額とする。

(新たに職員となった者の職務の級)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第5条の2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に第12条第1項の規定により得られる号給とする。

(初任給基準表)

第5条の3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者等の号俸)

第5条の4 新たに職員となった者のうち初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者の給料月額は、第2項の規定による基準号俸の号数に、当該経験年数の月数を12月(事務職給料表適用者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数に1年間の昇給号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とすることができる。

(特殊採用による者の給料月額)

第5条の5 特殊な技術、経験等を有する者を採用する場合において第5条の2の規定による給料月額ではその採用が著しく困難になると認められるときは、同条の規定にかかわらず、別に理事長がその者の給料月額を決定することができる。

(特例採用による者の給料月額)

第5条の6 公立大学法人長野大学定年規程(平成29年程第9号)第4条(定年の特例)による高齢者を採用する場合における給料月額の決定については、第5条の2の規定にかかわらず理事長が定める。

(昇格の基準)

第6条 職員を昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数が定められているときは、当該必要経験年数を資格基準とする。

(昇格の場合の号給)

第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、理事長の定める号給とする。

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

3 教職員(次項に規定する者を除く。)を昇給させる場合の号俸数は、昇給日前1年間を良好な成績で勤務した者については4号俸(次の各号に掲げる者については、それぞれ各

号に規定するとおり) とする。

- (1) 教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級以上である者 1号俸
- (2) 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者 3号俸

4 55歳を超える教職員を昇給させる場合の号俸数は、昇給日前1年間を良好な成績で勤務した者については2号俸(教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級以上である者にあつては1号俸)とする。

5 前2項の規定にかかわらず理事長が特に認めたときは、別に昇給させることができる。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
(昇給区分及び昇給の号給数)

第7条の2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、別表第8に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 理事長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前条(第5項を除く。)及び第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7に定める昇格時号給対応表に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。

- 6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(降格の場合の号給)

第7条の3 職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(号給の決定)

第8条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号俸は、別に定めるところにより決定する。

(復職時等における号給の調整)

第8条の2 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日及びそれらの日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。この場合の勤続したものとみなす期間は、勤続年数に算入する。

(給料の訂正)

第8条の3 職員の給料の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

- 2 給与期間の給料の支払日は、毎月21日とする。ただし、支給日が勤務規程第4条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(給料の支給に関する基準)

第10条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 給与期間中給与の支払日後において新たに職員となった者には翌月の支払日に、給与期

間中給与の支払日前において退職し、又は死亡した職員には、その月の支払日に給料を支給する。

- 5 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する（以下「日割計算」という。）。

（給与の減額）

第11条 職員が週（日曜日に始まり土曜日に終わる7日間をいう。）において勤務した時間が正規の勤務時間に満たないときは、次の各号に該当する場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

- (1) 休日である場合
- (2) 勤務規程第8条に規定する年次休暇による場合
- (3) 勤務規程第9条に規定する療養休暇による場合
- (4) 勤務規程第10条に規定する特別休暇による場合
- (5) 就業規則第27条第3項各号に該当し職務専念義務を免除された場合
- (6) 前各号の他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合

- 2 前項の規定により給料を減額する場合においては、給料の減額となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

- 3 第1項の規定により給料を減額する場合において、勤務すべき全時間を欠勤したとき、又は給料から控除すべき額がその欠勤があった給与期間に対する給料の額を超えているとき、若しくは同額であるときは、その減額する給料額は、当該欠勤があった給与期間に対する給料月額的全額とする。

- 4 第1項の規定により給料を減額する場合においては、その月における減額をすべき給料の額は、翌月以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給料の額が翌月の給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

（給料の支給に関する基準）

第11条の2 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 就業規則第14条の規定により、休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 就業規則第41条第3号の規定により、停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (3) 公立大学法人長野大学育児の支援措置に関する規程（平成29年程第10号。以下「育児支援規程」という。）の規定により、育児休業及び出生時育児休業をし、又は育児休業及び出生時育児休業の期間の終了により職務に復帰した場合
- (4) 公立大学法人長野大学介護の支援措置に関する規程（平成29年程第11号。以下「介護支援規程」という。）第3条の規定により、介護休業をし、又は介護休業の期間の終

了により職務に復帰した場合

- 2 給与期間の初日から引き続いて就業規則第14条の規定により休職にされ、就業規則第41条第3号の規定により停職にされ、育児支援規程第3条の規定により育児休業をし、又は介護支援規程第3条の規定により介護休業をしている職員が、給料の支払日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料は翌月の支払日に支給する。

第3章 諸手当

(役職手当)

第12条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の役職手当を支給する職及び支給月額、別表第10に掲げる職の区分に応じ、同表役職手当の月額の欄に定める額とする。
- 3 役職手当の支給は、その職に任命された月から開始し、その職を退任又は辞任した月に終了するものとする。
- 4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）は、第2項の規定にかかわらず、役職手当を支給しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。
 - (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得及び事業所得の合計額が、年額130万円以上ある者
 - (3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度で

ない者

(住居手当)

第14条 住居手当は、本学から直線距離にして40キロメートル圏内（県内）において自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額24,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額24,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から24,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が15,200円を超えるときは、15,200円）を12,500円に加算した額

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、県内に所在する市町村から通勤する、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（以下、「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルごとに310円（10キロメートル以上25キロメートル未満の部分については620円、25キロメートル以上40キロメートル未満の部分については630円、40キロメートル以上の部分については640円）を4,200円に加算した額（その額が3万8,560円を超えるときは、3万8,560円）。

3 第1項各号に規定する職員が旅行、休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。

4 第1項各号に規定する職員が第11条の2第1項第3号の育児休業及び出生時育児休業又は同項第4号の介護休業の期間中に理事長が認めた業務に従事した場合（本学に通勤し

ない場合を除く。)の第2項の通勤手当については、前項にかかわらず、通勤した日数について、日割計算により支給する。

5 第11条の2第2項の規定は、前項の通勤手当の支給について準用する。

(手当支給の始期及び終期)

第16条 第12条から前条までの手当の支給は、職員の届出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、支給要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

2 職員の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間帯(勤務規程第3条に規定する始業・終業時刻及び休憩時間をいう。以下同じ。)より前又は後の勤務を命ぜられた職員には、当該勤務の全時間に対して、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(休日勤務手当)

第18条 休日において、正規の勤務時間帯に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間帯に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 前項の休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、正規の勤務時間に52を乗じて得た数から、年間の休日から日曜日及び土曜日を除いた日数に7.75を乗じて

得た数を減じた数で除して得た額とする。

(入試手当)

第20条 入試手当は、別に定める入試業務に従事した職員に対し支給する。

2 入試業務の区分及び支給額等については、別に定める。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（この条から第24条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して当該各給料表につき別表第11に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して同表に定める職員の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていないもの

(2) 就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員（以下「刑事休職者」という。）

(3) 就業規則第41条第1項第3号の規定により停職にされている職員

(4) 育児支援規程の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないもの

6 第2項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、

次に掲げる期間については、在職期間から除算する。

- (1) 前項第3号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児支援規程の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - ア 第27条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間
 - イ 第27条第2項及び第3項の規定の適用を受ける休職者であった期間（期末手当の支給制限）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第41条第4号の規定による免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第20条の規定により解雇された職員（同条第2項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止め」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
（期末手当の支給の一時差止め）

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止め処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った

場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に第6項に規定する職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第21条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第24条第3項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第12に定める割合とする。

6 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ

き、100分の160の範囲内で理事長が定めるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定するそれぞれ6月30日及び12月10日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

8 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（前項において準用する第22条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職にされている者（第21条第6項第3号アの休職者を除く。）

(2) 第21条第5項第3号に該当する者

(3) 育児支援規程の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないもの

9 第5項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第21条第5項第3号に掲げる職員として在職した期間

(2) 育児支援規程の規定により育児休業をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（第21条第6項第3号アに掲げる期間又は同号イに掲げる期間が30日を超えない場合の当該休職者であった期間を除く。）

(4) 第11条の規定により給与を減額された期間

(5) 勤務規程第9条第1項第2号及び第3号の規定により勤務しなかった期間から、休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 介護支援規程の規定により介護休業をしている職員として在職した期間（勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合に限り。）

(7) 育児支援規程の規定により育児短時間勤務の承認を受けて正規の勤務時間帯の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

（寒冷地手当）

第25条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して、寒冷地手当を支給する。

2 寒冷地手当の月額額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、該各号に定める額とする。

(1) 世帯主である職員のうち扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けている配偶者のある職員（次項において「扶養親族のある職員」という。）

19,800円

(2) 世帯主である職員のうち前号に該当しない職員 11,400円

(3) 前2号以外の職員 8,200円

3 扶養親族のある職員には、扶養親族のある職員であって、扶養親族と同居していないもののうち、扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、全ての当該住居）と長野大学との距離が60キロメートル以上であるものを含まないものとする。

4 支給対象職員が次に掲げる職員に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、0円とする。

(1) 就業規則第14条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていないもの

(2) 刑事休職者

(3) 就業規則第41条第1項第3号の規定により停職とされている職員

(4) 育児支援規程の規定により育児休業をしている職員

(5) 介護支援規程の規定により介護休業をしている職員

5 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、各号に掲げる場合に該当した月の日割計算によって得た額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員となった場合

(3) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第27条第2項、第3項又は第5項（寒冷地手当が支給されることとなった場合に限り。）の規定により寒冷地手当を支給される職員（以下「有給休職者」という。）のいずれかに該当する職員となった場合

(4) 基準日において有給休職者である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合
（手当の支給方法）

第26条 役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支払日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び入試手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支払日に支給する。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び入試手当は、前項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 補則

(休職者の給与)

- 第27条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。
 - 4 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第14条第1項第3号から第5号までに掲げる事由に該当して休職にされたときは、別に定める。
 - 6 就業規則第14条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者、出生時育児休業者及び育児短時間勤務者の給与)

- 第28条 育児支援規程に規定する育児休業者及び出生時育児休業者の給与については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 育児休業及び出生時育児休業をしている期間については、第15条第4項、第21条、第24条及び次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業及び出生時育児休業の期間中に理事長が認めた業務に従事した場合におけるその給与期間の給料は、勤務1時間当たりの給与額（第19条、有期職員就業規則第31条、臨時職員就業規則第24条及び研究員等就業規則第18条第4項により算出された額をいう。以下同じ。）にその給与期間に従事した時間を乗じて得た額を支給する。
 - (3) 育児休業者及び出生時育児休業者が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業及び出生時育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 2 育児支援規程に規定する育児短時間勤務者の給与については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 育児短時間勤務者のうち、給料が月額で定められている職員の給与は、勤務1時間当

たりの給与額に短縮した時間を乗じて得た額を減額して支給する。

- (2) 育児短時間勤務者のうち、給料が時間給で定められている職員の給与は、個別の労働契約で定められた給与額を基にした実勤務時間分とともに、諸手当を支給する。
- (3) 育児短時間勤務者の勤勉手当の算定に当たっては、育児短時間勤務をした日が90日を超える場合には、短縮されたことにより勤務しないこととなった期間を算定の基礎となる在職期間から除算する。
- (4) 育児短時間勤務者の昇給及び退職手当の算定に当たっては、育児短時間勤務期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(介護休業者の給与)

第29条 介護支援規程に規定する介護休業者の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、第15条第4項、第25条及び次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 介護休業の期間中に理事長が認めた業務に従事した場合におけるその給与期間の給料は、勤務1時間当たりの給与額にその給与期間に従事した時間を乗じて得た額を支給する。
- (3) 介護休業者が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その介護休業の期間を2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて、その者の号給を調整することができる。

2 介護支援規程に規定する介護短時間勤務者の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護短時間勤務者のうち、給料が月額で定められている職員の給与は、勤務1時間当たりの給与額に短縮した時間を乗じて得た額を減額して支給する。
- (2) 介護短時間勤務者のうち、給料が時間給で定められている職員の給与は、個別の労働契約で定められた給与額を基にした実勤務時間分とともに、諸手当を支給する。
- (3) 介護短時間勤務者の勤勉手当の算定に当たっては、介護短時間勤務をした日が90日を超える場合には、短縮されたことにより勤務しないこととなった期間を算定の基礎となる在職期間から除算する。
- (4) 介護短時間勤務者の昇給及び退職手当の算定に当たっては、介護短時間勤務期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(委任)

第30条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日から引き続き職員として勤務している者で、「教職員の給与に関する規程」第13条の3の適用を受けていた者及び同規程附則（平成27年4月1日施行）第2項（経過措置）の適用者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月1日）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月1日）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年5月1日）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日）

この規程は、令和4年8月1日から施行し、別表第4(1)の地域づくり総合センター副センター長については、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月1日）

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日程第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日程第26号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 当分の間、事務職員の給料月額を、当該事務職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該事務職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該事務職員の属する職務の級及び当該事務職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、就業規則第19条の4第1項又は第2項の規定により同規程第19条の2に規定する異動期間（同規程第19条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含

む。)を延長された同規程第19条の2に規定する管理監督職を占める事務職員には適用しない。

4 職員勤務規程第19条の2に規定する他の職への降任をされた事務職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける事務職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該事務職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該事務職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる事務職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該事務職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される事務職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該事務職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該事務職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該事務職員の受ける給料月額」とする。

6 附則第4項の規定による給料を支給される事務職員に対する第21条第4項(第24条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第21条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (令和6年7月24日程第33号)

この規程は、令和6年7月24日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日程第40号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日程第43号)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において別表第1 教育職給料表又は別表第2 事務職給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて附則別表第1又は附則別表第2に定める号俸とする。

附則別表第1 教育職給料表(附則第2項関係)

号俸の切替表

旧号俸	新号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5

41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14

78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		

115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第2 事務職給料表（附則第2項関係）

号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14

31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	

68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				

105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附 則（令和7年4月23日程第52号）

- この規程は、令和7年4月23日から施行する。
- 第11条の2、第28条及び第29条の規定については、前項にかかわらず、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月28日程第53号）

この規程は、令和7年5月28日から施行する。

附 則（令和8年4月1日程第4号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

職務の 級	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号俸				
	円	円	円	円
1	281,400	361,500	416,600	490,100
2	283,600	363,200	418,300	498,500
3	285,800	364,800	419,600	507,200
4	287,700	366,300	420,800	515,800
5	289,600	367,800	422,100	524,100
6	291,100	369,500	423,100	532,000
7	292,600	371,100	424,100	539,700
8	294,100	372,600	425,000	547,000
9	296,000	374,100	425,900	553,700
10	297,900	376,100	427,000	559,000
11	299,800	378,200	428,100	563,700
12	301,700	380,100	429,200	568,100
13	303,700	381,900	430,200	571,300
14	305,800	383,600	431,300	574,200
15	307,800	385,200	432,400	576,900

16	309,900	386,600	433,400	579,400
17	311,800	388,000	434,400	581,400
18	314,400	389,500	435,500	
19	317,100	390,700	436,700	
20	319,800	392,000	437,800	
21	322,400	393,400	438,800	
22	324,900	394,600	439,900	
23	327,300	395,800	441,000	
24	329,600	396,900	442,200	
25	331,800	398,100	443,100	
26	333,900	399,400	444,200	
27	335,900	400,700	445,200	
28	337,900	402,000	446,200	
29	340,000	403,300	447,200	
30	341,900	404,600	448,300	
31	343,900	405,900	449,300	
32	345,800	407,200	450,400	
33	347,600	408,400	451,500	
34	349,600	409,600	452,700	
35	351,500	410,800	453,800	
36	353,500	411,900	455,000	
37	355,200	413,000	455,700	
38	356,400	414,200	456,700	
39	357,500	415,300	457,600	
40	358,600	416,300	458,400	
41	359,100	417,500	459,200	
42	359,500	418,700	460,100	
43	359,900	419,800	460,900	
44	360,200	420,900	461,700	
45	360,700	421,900	462,400	
46	361,200	422,900	463,300	
47	361,700	423,900	464,200	
48	362,000	424,800	465,100	
49	362,300	426,000	466,100	
50	362,600	427,400	467,000	
51	363,000	428,800	468,000	
52	363,300	430,100	468,900	
53	363,700	430,900	469,900	

54	364,000	432,000	471,000
55	364,400	433,000	471,900
56	364,700	434,100	472,900
57	365,000	435,000	473,800
58	365,400	435,700	474,700
59	365,700	436,600	475,600
60	366,100	437,300	476,700
61	366,400	438,000	477,500
62	366,700	438,800	477,900
63	367,100	439,600	478,500
64	367,400	440,200	479,100
65	367,700	440,800	479,800
66	368,200	441,300	480,500
67	368,500	441,800	480,900
68	368,900	442,200	481,500
69	369,300	442,500	481,900
70	369,600	442,800	482,300
71	370,000	443,100	482,600
72	370,400	443,500	482,900
73	370,700	443,800	483,200
74	371,100	444,100	483,500
75	371,500	444,500	483,800
76	371,900	444,900	484,100
77	372,200	445,200	484,400
78	372,600	445,500	484,800
79	373,100	445,900	485,100
80	373,600	446,200	485,400
81	374,100	446,600	485,800
82	374,700	447,000	486,200
83	375,400	447,300	486,500
84	376,000	447,600	486,800
85	376,600	447,900	487,100
86	377,200	448,200	
87	377,900	448,400	
88	378,500	448,700	
89	379,000	449,000	
90	379,400	449,300	
91	379,700	449,500	

92	380,100	449,800
93	380,500	450,100
94	380,900	450,400
95	381,300	450,700
96	381,700	451,000
97	382,300	451,400
98	382,900	451,700
99	383,300	452,000
100	383,800	452,300
101	384,200	452,600
102	384,700	452,900
103	385,000	453,200
104	385,300	453,500
105	385,800	453,700
106	386,200	
107	386,700	
108	387,200	
109	387,700	
110	388,200	
111	388,600	
112	389,000	
113	389,400	
114	389,800	
115	390,200	
116	390,600	
117	391,000	
118	391,400	
119	391,800	
120	392,200	
121	392,600	
122	393,000	
123	393,400	
124	393,700	
125	394,100	
126	394,600	
127	395,100	
128	395,500	
129	395,900	

130	396,400		
131	396,900		
132	397,500		
133	398,000		
134	398,500		
135	399,000		
136	399,500		
137	400,000		
138	400,500		
139	401,000		
140	401,500		
141	402,000		

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	199,800	247,000	282,000	316,200	339,500	374,400	429,400
2	200,900	248,300	283,000	317,700	341,300	376,100	431,300
3	202,200	249,700	284,000	319,200	343,100	377,800	433,300
4	203,300	251,200	285,100	320,600	344,900	379,400	435,100
5	204,400	252,600	286,100	322,000	346,600	381,000	437,000
6	206,200	254,000	287,100	323,100	348,400	382,900	438,800
7	207,800	255,500	288,000	324,200	350,100	384,400	440,600
8	209,400	256,900	289,000	325,400	351,700	386,000	442,500
9	211,000	258,300	290,100	326,600	353,400	387,300	444,100
10	212,700	259,500	291,100	328,200	355,100	389,000	445,600
11	214,300	260,900	292,100	329,900	356,800	390,600	447,200
12	216,000	262,200	293,100	331,500	358,500	392,100	448,700
13	217,500	263,400	294,100	332,900	360,000	394,100	450,200
14	219,200	264,600	295,500	334,600	361,600	396,000	451,600
15	221,000	265,900	296,800	336,200	363,300	398,000	452,900
16	222,700	267,100	298,000	337,800	364,800	399,800	454,100
17	223,900	268,200	299,300	339,300	366,200	401,300	455,300
18	225,500	269,300	300,600	341,000	368,000	403,200	456,700
19	227,200	270,500	301,800	342,600	369,600	404,900	458,000
20	228,700	271,600	303,000	344,300	371,200	406,500	459,200
21	230,200	272,500	304,000	345,700	372,300	408,300	460,400

22	231,900	273,500	305,300	347,400	373,900	409,700	461,300
23	233,500	274,500	306,500	349,200	375,400	411,100	462,100
24	235,100	275,600	307,800	350,800	376,900	412,600	462,900
25	236,800	276,600	309,200	352,000	378,700	414,000	463,500
26	238,500	277,500	310,200	354,000	380,500	415,200	464,100
27	239,800	278,300	311,200	355,700	382,100	416,400	464,700
28	241,200	279,200	312,200	357,300	383,900	417,500	465,300
29	242,500	280,100	313,300	358,900	385,300	418,600	466,100
30	243,600	280,900	314,600	360,500	386,600	419,800	466,900
31	244,700	281,700	315,700	362,100	387,900	420,900	467,300
32	245,900	282,400	316,900	363,800	389,300	422,100	468,000
33	247,000	283,100	318,000	365,500	390,400	422,800	468,500
34	247,900	283,900	319,400	367,300	391,300	423,500	468,900
35	248,800	284,800	320,700	369,200	392,300	424,100	469,300
36	249,800	285,400	322,000	371,000	393,400	424,800	469,700
37	250,900	286,100	323,200	372,500	394,200	425,400	470,100
38	251,800	286,900	324,600	374,000	395,100	426,000	470,400
39	252,700	287,600	325,900	375,400	396,000	426,500	470,700
40	253,500	288,300	327,200	376,800	396,800	427,000	471,100
41	254,300	289,000	328,500	378,400	397,700	427,400	471,400
42	255,100	289,800	329,800	379,200	398,500	427,600	471,700
43	255,700	290,500	331,100	380,100	399,300	427,900	472,000
44	256,300	291,200	332,200	381,100	400,000	428,200	472,300
45	257,000	291,900	333,100	382,000	400,700	428,500	472,600
46	257,600	292,500	334,500	383,200	401,400	428,800	
47	258,200	293,200	335,800	384,100	402,100	429,100	
48	258,800	293,800	337,100	385,100	402,900	429,400	
49	259,300	294,600	338,200	386,000	403,400	429,600	
50	260,000	295,200	339,600	386,700	404,000	429,900	
51	260,600	295,900	340,800	387,400	404,600	430,100	
52	261,100	296,600	342,000	388,100	405,300	430,400	
53	261,500	297,100	343,400	388,500	405,700	430,600	
54	261,900	297,700	344,400	389,100	406,300	430,900	
55	262,200	298,300	345,500	389,700	406,900	431,200	
56	262,500	299,000	346,600	390,400	407,500	431,500	
57	262,800	299,700	347,300	390,700	407,900	431,800	
58	263,100	300,300	348,300	391,400	408,500	432,100	
59	263,400	300,900	349,000	392,100	409,100	432,400	

60	263,700	301,600	349,800	392,800	409,600	432,600
61	264,000	302,200	350,600	393,100	410,000	432,800
62	264,300	302,800	351,000	393,600	410,500	433,100
63	264,600	303,300	351,500	394,200	411,000	433,400
64	265,000	303,800	352,200	394,800	411,600	433,600
65	265,300	304,400	353,000	395,100	411,900	433,800
66	265,600	305,000	353,800	395,700	412,400	434,100
67	265,900	305,500	354,500	396,400	412,700	434,400
68	266,200	306,100	355,100	397,000	413,100	434,600
69	266,500	306,500	355,600	397,500	413,400	434,800
70	266,800	307,000	356,200	398,000	413,700	435,100
71	267,100	307,500	356,700	398,600	414,400	435,400
72	267,400	308,100	357,300	399,100	414,200	435,600
73	267,700	308,600	357,600	399,600	414,400	435,800
74	268,000	309,100	358,200	400,200	414,700	
75	268,300	309,400	358,500	400,600	415,000	
76	268,600	309,700	358,900	400,900	415,200	
77	268,900	309,900	359,300	401,300	415,400	
78	269,200	310,200	359,800	401,800	415,700	
79	269,500	310,400	360,300	402,300	416,000	
80	269,900	310,700	360,800	402,700	416,200	
81	270,200	310,900	361,100	403,100	416,400	
82	270,500	311,100	361,500	403,600	416,700	
83	270,800	311,400	361,900	404,000	417,100	
84	271,100	311,600	362,300	404,400	417,300	
85	271,400	311,900	362,600	404,700	417,500	
86	271,700	312,100	363,100	405,200		
87	272,000	312,400	363,500	405,600		
88	272,300	312,700	363,900	406,000		
89	272,600	313,000	364,100	406,300		
90	272,900	313,300	364,500	406,800		
91	273,200	313,600	364,900	407,300		
92	273,500	314,000	365,300	407,700		
93	273,800	314,200	365,500	408,000		
94		314,400	365,800			
95		314,700	366,200			
96		315,100	366,500			
97		315,300	366,800			

98		315,600	367,200			
99		315,900	367,600			
100		316,300	368,100			
101		316,500	368,600			
102		316,800	369,000			
103		317,100	369,400			
104		317,400	369,800			
105		317,600	370,300			
106		317,900	370,700			
107		318,200	371,000			
108		318,500	371,300			
109		318,700	371,700			
110		319,100				
111		319,500				
112		319,800				
113		320,000				
114		320,200				
115		320,500				
116		320,900				
117		321,100				
118		321,300				
119		321,600				
120		321,900				
121		322,200				
122		322,400				
123		322,700				
124		323,000				
125		323,300				

別表第3 級別職務分担表 (第4条関係)

(1) 教育職給料表級別職務分担表

職務の級	職務の内容
1級	助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

(2) 事務職給料表級別職務分担表

職務の級	職務の内容
1級	1 主事の職務

	2 技術職員の職務
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技術職員の職務
3級	1 主任の職務 2 技術専門員の職務
4級	1 係長又は担当幹の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技術専門員の職務
5級	1 主幹の職務 2 課長の職務 3 主幹技術専門員の職務
6級	事務局次長又は重要かつ困難な業務を行う課長の職務
7級	事務局長の職務

別表第4（第4条関係）

級別資格基準表

教員

学歴免許等	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
大学卒	年 0	年 6	年 9	年 別に定める

事務職員・技術職員

学歴免許等	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
大学卒	年 0	年 3	年 8	年 5	年 4	別に定める	
短大卒	0	6	8	5	4	別に定める	
高校卒	0	8	8	5	4	別に定める	

別表第5（第4条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
1 国家公務員、地方公務員、旧公共企業体、政府関係機関又は外国政府の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 100/100以下
2 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	その他の職務に従事した期間 80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の就学年数内の期間に限る）	100/100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直 100/100以下

	接役立つと認められる職務に従事した期間	
	その他の職務に従事した期間	50/100以下
	その他の期間	25/100以下

別表第6（第5条の2関係）

初任給基準表

教員

職務の級	学歴免許等	初任給
1級	博士課程修了（新大6卒）	1級37号
	博士課程修了	1級31号
	修士課程修了（新大6卒）	1級13号
	大学卒	1級1号

事務職員・技術職員

職務の級	学歴免許等	初任給
1級	大学卒	1級25号
	短大卒	1級15号
	高校卒	1級5号

別表第7（第6条の2、第7条の2関係）

教育職給料表適用者

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1

17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1
30	1	1	1
31	1	1	1
32	1	1	1
33	1	1	1
34	1	1	1
35	1	1	1
36	1	1	1
37	1	1	1
38	1	1	1
39	1	2	1
40	1	2	1
41	1	3	1
42	1	4	1
43	1	5	1
44	1	6	1
45	2	7	1
46	2	8	1
47	2	9	1
48	2	10	1
49	3	11	1
50	3	12	1
51	3	13	1
52	3	15	1
53	4	16	1

54	4	17	1
55	4	17	1
56	5	18	1
57	5	19	1
58	5	20	1
59	5	21	1
60	6	21	1
61	6	22	1
62	6	23	1
63	6	24	1
64	7	24	1
65	7	25	1
66	7	25	1
67	7	26	1
68	8	26	1
69	8	26	1
70	8	27	1
71	8	27	1
72	9	27	1
73	9	27	1
74	9	28	1
75	10	28	1
76	10	29	1
77	10	29	1
78	10	29	1
79	10	30	1
80	11	30	1
81	11	30	1
82	11	31	1
83	12	31	1
84	12	31	1
85	12	31	1
86	13	32	
87	13	32	
88	13	32	
89	14	32	
90	14	33	

91	14	33	
92	14	33	
93	15	34	
94	15	34	
95	15	34	
96	15	34	
97	16	35	
98	16	35	
99	16	35	
100	17	35	
101	17	36	
102	17	36	
103	18	36	
104	18	36	
105	18	37	
106	18		
107	19		
108	19		
109	19		
110	20		
111	20		
112	20		
113	21		
114	21		
115	21		
116	22		
117	22		
118	22		
119	23		
120	23		
121	23		
122	24		
123	24		
124	24		
125	25		
126	25		
127	26		

128	26		
129	26		
130	26		
131	27		
132	27		
133	28		
134	28		
135	28		
136	29		
137	29		
138	30		
139	30		
140	30		
141	31		

事務職給料表適用者

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	2	2	1
19	1	1	1	3	3	1
20	1	1	1	4	4	1

21	1	1	1	5	5	1
22	1	1	1	6	6	1
23	1	1	1	7	7	1
24	1	1	1	9	8	1
25	1	1	1	10	9	2
26	1	1	2	11	10	3
27	1	2	3	12	11	4
28	1	3	4	12	12	4
29	1	4	5	13	12	5
30	1	5	5	14	13	6
31	1	6	6	15	14	7
32	1	6	7	16	15	7
33	1	7	8	17	16	8
34	2	8	9	18	17	9
35	3	9	10	19	18	10
36	4	9	10	20	20	10
37	4	10	11	21	20	11
38	5	11	12	22	21	11
39	6	12	13	23	22	12
40	6	12	14	24	23	12
41	7	13	15	25	24	13
42	8	14	16	26	24	14
43	8	15	17	28	25	14
44	9	15	18	29	25	14
45	9	16	19	30	26	15
46	9	17	20	31	26	15
47	10	17	21	32	27	15
48	11	18	21	33	27	16
49	11	19	22	34	28	16
50	12	19	23	34	28	16
51	12	20	24	35	29	16
52	12	20	24	35	29	17
53	12	21	25	36	29	17
54	13	21	26	36	30	17
55	13	22	27	37	30	17
56	13	22	28	38	31	17
57	13	23	28	38	31	18

58	14	23	29	39	31	18
59	14	24	30	39	32	18
60	14	24	30	40	32	18
61	14	25	31	40	32	18
62	15	25	31	41	33	18
63	15	26	32	41	33	18
64	15	26	32	42	33	19
65	15	27	33	42	34	19
66	16	27	33	43	34	19
67	16	28	34	44	34	19
68	16	28	34	44	35	19
69	16	29	34	45	35	19
70	17	29	35	45	35	19
71	17	29	35	46	36	20
72	17	30	36	47	36	20
73	17	30	36	47	36	20
74	18	31	36	48	37	20
75	18	31	37	48	37	20
76	18	32	37	49	37	20
77	18	32	37	50	38	20
78	19	32	38	50	38	21
79	19	32	38	51	38	21
80	19	33	38	52	38	21
81	20	33	38	52	38	21
82	20	33	39	53	39	21
83	20	33	39	54	39	21
84	20	33	39	54	39	21
85	21	34	39	55	39	21
86	21	34	40	56	39	
87	21	34	40	56	40	
88	22	34	40	57	40	
89	22	35	40	58	40	
90	22	35	41	59	40	
91	23	35	41	59	41	
92	23	36	41	60	41	
93	23	36	41	60	41	
94		36	41	61		

95		36	42	62		
96		36	42	63		
97		37	42	63		
98		37	42	64		
99		37	42	65		
100		38	43	66		
101		38	43	66		
102		38	43			
103		38	43			
104		38	43			
105		39	44			
106		39	44			
107		39	44			
108		39	44			
109		39	45			
110		40	45			
111		40	45			
112		40	45			
113		40	46			
114		41				
115		41				
116		41				
117		41				
118		41				
119		42				
120		42				
121		42				
122		42				
123		43				
124		43				
125		43				

別表第8（第7条の2関係）

昇給号給数表

昇給区分		A	B	C	D	E
昇給の 号給数	教授の地位にある職員	1	1	1	0	0
	事務局長の地位にある55歳を 超えない職員	5以上	4	3	1	0

事務局長の地位にある55歳を超える職員	4以上	3	2	1	0
上記以外の職員で55歳を超えない職員	8以上	6	4	2	0
上記以外の55歳を超える職員	4以上	3	2	1	0

別表第9（第17条関係）

休職期間等換算表

休職期間又は休暇の期間	換算率
就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）のうち、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係る期間	3/3以下
就業規則第14条第1項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合のものに限る。）の期間	
就業規則第14条第1項第3号の規定による休職（職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）	
就業規則第14条第1項第4号の規定による休職の期間	
就業規則第14条第1項第1号の規定による休職のうち、（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1/3以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては、1/2以下）
就業規則第14条第1項第3号の規定による休職（職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1/3以下
就業規則第14条第1項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合のものを除く。）の期間	0

別表第10（第12条関係）

(1) 教育職役職手当

職	役職手当の月額
副学長	100,000円
学部長	70,000円
研究科長	
附属図書館館長	30,000円
淡水生物学研究所所長	

公立大学法人長野大学組織規程（平成29年程第4号）第8条第1項に規定する全学委員会の委員長又は同項に規定するセンターの長 長野大学図書館運営委員会規程（平成29年程第66号）第2条第2項に規定する委員長 学科長 専攻長	20,000円
--	---------

(2) 事務職役職手当

職	役職手当の月額
事務局長	65,000円
事務局次長	55,000円
課長	45,000円
主幹	35,000円

(3) 技術職役職手当

職	役職手当の月額
主幹技術専門員	30,000円

別表第11（第21条関係）

給料表	職員	加算割合
教育職給料表	職務4級の職員	100分の15
	職務3級及び2級の職員	100分の10
	職務1級の職員	100分の5
事務職給料表	職務7級の職員	100分の20
	職務6級の職員	100分の15
	職務5級の職員	100分の10
	職務4級及び3級の職員	100分の5

別表第12（第24条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20

1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0